



ひらく、つなぐ、みらい

私たちは、建学の精神にある「私学の秀峰」を目指して、
新たなチャレンジをしていきます。

地域に、社会に、世界に、開かれた学校として、
人とつながり、世界とつながり、未来とつながる人を育成します。

学校法人 東福岡学園 教育活動事業募金のお願い

皆さまには、日頃から本学園の教育活動に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本学園では2030年までのゴールとして学園ビジョン「NEXT HIGASHI 2030」を掲げ、「地域に、社会に、世界に、開かれた学校」として、「人とつながり、世界とつながり、未来とつながる人」を育成していきます。

本募金は、これらの実現のため、【①周年記念事業 ②施設・設備などの充実 ③全国大会出場に伴う教育活動 ④奨学制度 ⑤その他の教育活動】の5項目に分けて、ご希望の用途目的を選んでご寄付いただける用途指定型の募金事業です。皆さまからの支援は対象テーマ事業を推進するための資金として大切に活用させていただきます。

昨今の厳しい社会情勢の折、大変恐縮ではございますが、本募金の趣旨をご理解いただき、教育活動の拡充のため、倍旧のご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

学校法人 東福岡学園 教育活動事業募金について

本学園（東福岡高等学校・東福岡自彊館中学校）の様々な教育活動に活用させていただきます。以下の用途目的から選んでご寄付いただけます。

- ① 周年記念事業
- ② 施設・設備などの充実
- ③ 全国大会出場に伴う教育活動
- ④ 奨学制度
- ⑤ その他の教育活動



- 寄付額は任意ではございますが、よろしければ複数口のご協力をお願いいたします。

ご寄付の申込方法について

1 インターネットでのお申し込み

寄付専用ページからお申し込みいただけます。

- クレジットカード決済
- コンビニ決済
- インターネットバンキング、ATM決済（ペイジー）



お申込みはこちら

2 本学園指定の払込取扱票でのお申し込み

本学園指定の払込取扱票に必要事項をご記入のうえ、最寄りの郵便局・銀行にてお振り込みください。

本学園指定の振込取扱票につきましては、募金担当窓口にお尋ねください。

3 学園窓口でのお申し込み

学園窓口でもご寄付の受付を承っております。詳しくは、募金担当窓口までご連絡ください。



ご寄付者への感謝の気持ちを込めて

「学校法人東福岡学園 教育活動事業募金」に3万円以上のご寄付を賜った方には、清風館5階廊下壁面に設置している「学校法人東福岡学園 教育活動事業募金寄付者銘板」へご芳名を刻み、永く顕彰させていただきます。また、ご寄付をいただいた方全員の「芳名録」を作成し、大切に保管いたします。



【問い合わせ】

- 学校法人 東福岡学園
東福岡高等学校 事務室（募金担当）
- 092-411-3702
- 9:00 ~16:00（土日、祝祭日、長期休暇を除く）

税制上の優遇措置について

本募金にご支援いただきました「個人」「法人」の皆さまには、税制上の優遇措置がありますのでぜひご利用ください。

「個人」の皆さま

確定申告を行うことで、所得税の還付および住民税の控除を受けることができます。申告手続き方法や金額などの詳細は、お住まいの地域の税務署にお尋ねください。

■ 所得税の寄付金控除

確定申告の際、「税額控除制度」又は「所得控除制度」の2つの制度から、いずれか有利な方を選択することができます。

A) 税額控除制度

$$(\text{寄付金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}^{\ast 2}$$

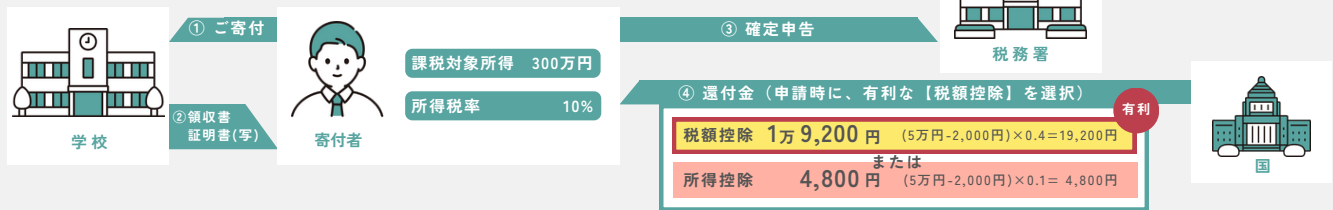
B) 所得控除制度

（所得税率が高い所得者の方に減税効果が大きくなります）

$$\text{寄付金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円} = \text{所得控除額}$$

※1) 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。 ※2) 税額控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

確定申告から還付までの流れ（例）所得課税300万円の方が、5万円寄付された場合



※課税される所得金額は、便宜的に、所得金額（給与等の収入金額－給与所得控除額）から社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除等の合計額（寄付金控除分を除く）を控除した金額としています。

■ 住民税の控除制度

福岡県内、福岡市内に居住の方については、確定申告により県民税、市民税の寄附金控除が受けられます。なお、確定申告のご相談は、所轄税務署へお問い合わせください。また、他の都道府県、福岡市以外の市町村についても、控除の対象となる場合があります。詳細はお住まいの県・市町村へお問い合わせください。

「法人」の皆さま

本学園への寄付金は、全額を損金に算入することができ、法人税負担の減少につながります。寄付金に対する損金算入手続きには、以下の2通りの方法があります。

どちらか一つをお選びいただけますので、本学園の募金担当までご連絡ください。

- 受配者指定寄付金（寄付金全額を損金に算入可能）
- 特定公益増進法人に対する寄付金（寄付金を一定の限度額まで損金に算入可能）